

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

条 例

○北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例………（人事課）	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（障害者保健福祉課）	3
○北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ……………（人事課）	4
○北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（知事政策部参事）	4
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（環境生活部総務課）	5
○北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例（道民活動文化振興課）	7
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（保健福祉部総務課）	13
○精神病院の用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例 ……………（障害者保健福祉課）	13
○北海道立診療所条例等の一部を改正する条例………（障害者保健福祉課）	14
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（経済部総務課）	15
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（農政課）	16
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（水産林務部総務課）	17
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（建設部総務課）	18
○北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例………（建築指導課）	20

○北海道営住宅条例の一部を改正する条例……………（住宅課）	21
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（教育庁総務課）	22
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ……………（教育庁教職員課）	23
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…（警察本部会計課）	23
○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正す る条例……………（警察本部生活環境課）	23

条 例

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例をここに公布する。
平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第86号

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例
（趣旨）

第1条 この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）第12条第2項の規定に基づき、職員の大学院派遣研修費用の償還に
し必要な事項を定めるものとする。
（定義）

第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）
第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに市町村立学校職員給与負担
法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。

2 この条例において「大学院派遣研修」とは、学校教育法（昭和22年法律第26
号）に基づく大学の大学院の課程（同法第68条の2第4項第2号の規定により
大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又は
これに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学し
てその課程を履修する研修であって、職員の同意を得て、道が実施するもの
のうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。

3 この条例において「大学院派遣研修費用」とは、旅費その他の大学院派遣研

修に必要な費用として規則で定めるものをいう。

- 4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の地方公務員（特別職に属する者を除く。）、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社をいう。）その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者をいう。

（大学院派遣研修費用の償還）

第3条 大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を道に償還しなければならない。

- (1) 当該大学院派遣研修の期間 当該大学院派遣研修のために道が支出した大学院派遣研修費用の総額に相当する金額
- (2) 当該大学院派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間 当該大学院派遣研修のために道が支出した大学院派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が通増する程度に応じて100分の100から一定の割合で通減するように規則で定める率を乗じて得た金額

2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の規則で定める休職の期間を除く。）

(2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間

(3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間
（適用除外）

第4条 前条の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

- (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合
- (2) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）
- (3) 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
- (4) 前3号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合
- (5) 任命権者及び任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合
- (6) 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であって、規則で定める場合
（特別職地方公務員等となった者に関する特例）

第5条 大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて職員として採用された者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて職員として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第3条の規定を適用する。この場合において、同条第3

項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第5条第1項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則で定める期間」とする。

- 2 大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなった場合（引続き職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したと、同条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前2条の規定を適用する。この場合において、第3条第3項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第5条第2項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として規則で定める場合」とする。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第3条の規定は、この条例の施行後に大学院派遣研修を命ぜられた職員について適用する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第87号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項の規定

による報告に関し必要な事項を定めるものとする。

（任意入院者の症状等に係る報告）

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者（以下「精神科病院の管理者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間に、同項に規定する事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第20条の4第1号に掲げる要件に該当する者（以下「長期入院者」という。）に係る報告 当該長期入院者の入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月（当該長期入院者が退院した日の属する月を除く。以下「報告月」という。）の初日から末日（精神科病院の管理者が報告月の期間に精神科病院の管理者に該当しないこととなった場合においては、当該該当しないこととなった日）までの期間

(2) 省令第20条の4第2号に掲げる要件に該当する者（以下「行動等の制限を受けた者」という。）に係る報告 当該行動等の制限を受けた者がその入院の日の翌日から起算して6月を経過する日（以下「報告基準日」という。）から報告基準日から起算して10日を経過する日までの期間

- 2 前項の規定にかかわらず、長期入院者が改善命令等の日（精神科病院の管理者が法第38条の7第1項、第2項又は第4項の規定による命令を受けた日をいう。以下同じ。）の属する月以後最初に到来する当該長期入院者の入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの月の末日以前に退院したとき、行動等の制限を受けた者が報告基準日以前に退院したとき、又は報告基準日が改善命令等の日前に到来したときは、精神科病院の管理者は、前項の報告書（当該長期入院者及び行動等の制限を受けた者に係るものに限る。）を提出することを要しない。

（規則への委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第88号

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（調整措置）

第7条の2 労働委員会の委員があっせん員の職を兼ねるときは、前条第1項本文の規定にかかわらず、あっせん員として受けるべき報酬は、支給しない。

附則に次の1項を加える。

11 非常勤の委員等のうち、第1条第1号から第11号までに掲げる者の報酬額（月額で定められているものに限る。）は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、別表第2の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第89号

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条第3項中「前2条」を「第6条」に改め、「及び休息时间」を削る。

第9条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるものの

第9条の2第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に改める。

附則第2条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項の公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員のうち、任命権者が別に定める職員のこの条例による改正前の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の休息时间については、当分の間、なお従前の例による。

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第90号

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例（平成18年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「砂川市」を「旭川市 稚内市 芦別市 紋別市 千歳市 滝川市 砂川市」に、「遠軽町」を「今金町 南幌町 遠軽町 白老町 平取町」に、「芽室町」を「芽室町 広尾町 弟子屈町」に改める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の改正規定中「砂川市」を「旭川市 稚内市 芦別市 紋別市 千歳市 滝川市 砂川市」に改める部分（旭川市に係る部分に限る。）及び「芽室町」を「芽室町 広尾町 弟子屈町」に改める部分（弟子屈町に係る部分

に限る。)並びに附則第3項の規定 平成19年6月1日 (2) 別表の改正規定中「砂川市」を「旭川市 稚内市 芦別市 紋別市 千歳市 滝川市 砂川市」に改める部分(芦別市及び千歳市に係る部分に限る。)及び「遠軽町」を「今金町 南幌町 遠軽町 白老町 平取町」に改める部分(白老町に係る部分に限る。)並びに附則第4項の規定 平成19年7月1日 2 この条例の施行の日前に旅券法(昭和26年法律第267号)及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては稚内市長、紋別市長、滝川市長、今金町長、南幌町長、平取町長又は広尾町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。 3 附則第1項第1号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては旭川市長又は弟子屈町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。 4 附則第1項第2号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては芦別市長、千歳市長又は白老町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成18年12月22日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道条例第91号 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。 別表第1の4の項中(9)を(17)とし、(8)を(16)とし、(7)を(12)とし、(12)の次に次のように加える。 (13) 法第12条の2第1項の規定による浄化槽の定期検査の受検の確保の	ために必要な指導及び助言 (14) 法第12条の2第2項の規定による浄化槽の定期検査を受けるべき旨の勧告 (15) 法第12条の2第3項の規定による浄化槽の定期検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令 別表第1の4の項中(6)を(11)とし、(5)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。 (10) 法第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止に係る届出の受理 別表第1の4の項中(4)を(8)とし、(3)を(7)とし、(2)の次に次のように加える。 (3) 法第7条第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による浄化槽の設置後等の水質検査に係る報告の受理 (4) 法第7条の2第1項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査の受検の確保のために必要な指導及び助言 (5) 法第7条の2第2項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告 (6) 法第7条の2第3項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令 別表第1の4の項中「旭川市を除く。)」の次に「((3)から(6)まで、(10)及び(13)から(15)までに掲げる事務にあっては、別表第2に掲げる市町村に限る。)」を加え、同表の4の3の項(1)ア中「キジバト」の次に「、カワラバト(ドバト)」を加え、「アライグマ、キツネ、ノイヌ、ノネコ又はドバト」を「キツネ、ノイヌ、ノネコ、アライグマ又はとがりねずみ科若しくはねずみ科の全種(法第7条第5項第1号に規定する希少鳥獣並びにドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。)」に改め、同項(1)イ中「キジバト」の次に「、カワラバト(ドバト)、ニュウナイスズメ」を加え、「、ハシブトガラス又はドバト」を「又はハシブトガラス」に改め、同項(18)中「(17)」を「(24)」に改め、同項中(18)を(25)とし、(12)から(17)までを(19)から(24)までとし、(11)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。 (15) 法第22条第1項の規定による違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令
--	---

- (16) 法第22条第2項の規定による飼養の登録の取消し
- (17) 法第75条第1項の規定による法第9条第1項の許可を受けた者に対する報告の徴収（(1)から(8)まで及び(19)から(22)までに掲げる事務に係るものに限る。）
- (18) 法第75条第3項の規定による立入検査（(1)から(17)まで及び(19)から(24)までに掲げる事務に係るものに限る。）

別表第1の4の3の項中(10)を(13)とし、(6)から(9)までを(9)から(12)までとし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 法第9条第12項の規定による捕獲等又は採取等の結果の報告の受理（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）
- (7) 法第10条第1項の規定による違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）
- (8) 法第10条第2項の規定による許可の取消し（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）

別表第1の4の3の項中「各市町村」の次に「((7)、(15)、(17)及び(18)に掲げる事務にあっては名寄市、江差町、今金町、浦河町及び標津町を除き、(1)から(8)まで、(17)から(22)まで及び(25)に掲げる事務のうち、とがりねずみ科及びびねずみ科の全種の捕獲等の許可に係るものにおいて別表第3、ニュウナイスズメの卵の採取等の許可に係るものにおいて別表第4に掲げる市町村に限る。）」を加え、同表の8の項中「別表第2」を「別表第5」に、「別表第3」を「別表第6」に改める。

別表第3を別表第6とし、別表第2を別表第5とし、別表第1の次に次の3表を加える。

別表第2

釧路市 帯広市 岩見沢市 苫小牧市 稚内市 美瑛市 芦別市 江別市 赤平市
紋別市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 登別市 恵
庭市 北広島市 石狩市 北斗市 当別町 新篠津村 松前町 知内町 木古内町
七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 奥尻町 せたな町 島牧村 寿都町 黒
松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 岩内町 泊村
神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川

町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜
町 沼田町 幌加内町 上富良野町 占冠村 和寒町 美深町 音威子府村 中川町
小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町 猿払村 浜頓別町
中頓別町 枝幸町 豊富町 利尻町 利尻富士町 美幌町 津別町 佐呂間町 遠
軽町 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 雄武町 豊浦町 洞爺湖町 むかわ町
新ひだか町 音更町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別
村 大樹町 幕別町 池田町 豊頃町 足寄町 陸別町 浦幌町 釧路町 厚岸町
浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 羅臼町

別表第3

札幌市 小樽市 旭川市 釧路市 帯広市 北見市 夕張市 網走市 苫小牧市 稚
内市 芦別市 紋別市 歌志内市 富良野市 登別市 北広島市 新篠津村 松前町
七飯町 八雲町 厚沢部町 せたな町 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセ
コ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 泊村 積丹町 古平町 余市町 赤井
川村 奈井江町 由仁町 浦臼町 秩父別町 沼田町 幌加内町 鷹栖町 東神楽町
当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南
富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 美深町 音威子府村 中川町 増毛町 遠別町
幌延町 中頓別町 枝幸町 礼文町 美幌町 訓子府町 湧別町 白老町 新ひだ
か町 音更町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 中札内村 更別村 大樹町 広
尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 厚岸町 浜中町
標茶町 別海町 中標津町 羅臼町

別表第4

札幌市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 苫小牧市 稚
内市 芦別市 紋別市 三笠市 歌志内市 富良野市 登別市 新篠津村 松前町
七飯町 八雲町 厚沢部町 乙部町 せたな町 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町
ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 泊村 積丹町 古平町 余市町
赤井川村 奈井江町 由仁町 浦臼町 秩父別町 沼田町 幌加内町 鷹栖町 東
神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野
町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 美深町 音威子府村 中川町 増毛町
遠別町 幌延町 中頓別町 枝幸町 礼文町 美幌町 訓子府町 湧別町 白老町
新ひだか町 音更町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 中札内村 更別村 大樹

町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 厚岸町
浜中町 標茶町 別海町 中標津町 羅臼町

附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項及び4の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第92号

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名及び目次を次のように改める。

北海道青少年健全育成条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 青少年の健全な育成に関する基本的施策（第8条－第13条）
- 第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備（第14条－第30条）
- 第4章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の制限（第31条－第44条）
- 第5章 北海道青少年健全育成審議会（第45条－第52条）
- 第6章 雑則（第53条－第56条）

第7章 罰則（第57条－第68条）

附則

第47条を第68条とする。

第46条中「第38条」を「第57条」に改め、「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条を第67条とする。

第45条中「第38条」を「第57条」に改め、同条を第66条とする。

第44条中「第22条又は第23条」を「第34条、第38条又は第39条」に、「第38条又は第39条」を「第57条、第58条、第60条又は第61条（第3号に係る部分に限る。）」に改め、同条を第65条とする。

第43条第1号中「第4条第3項、第12条第1項、第19条第2項又は第21条第2項」を「第15条第3項、第26条第1項、第35条第3項又は第37条第2項」に改め、同条第2号中「第33条第1項」を「第53条第1項」に改め、同条を第64条とする。

第42条第1号中「第8条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条第2号中「第8条第5項」を「第22条第5項」に改め、同条第3号中「第10条」を「第24条」に改め、同条第4号中「第16条又は第17条」を「第31条又は第32条」に改め、同条第5号中「第29条」を「第43条」に改め、同条第6号中「第30条第1項」を「第44条第1項」に改め、同条を第63条とする。

第41条中「第21条第1項」を「第37条第1項」に改め、同条を第62条とする。

第40条第1号中「第4条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 第16条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者

(3) 第34条の規定に違反した者（前条に該当する場合を除く。）

(4) 第40条、第41条又は第42条第1項の規定に違反した者

第40条第5号中「第28条第2項」を「第42条第2項」に改め、同条を第61条とする。

第39条中「第22条第3項」を「第38条第3項又は第39条」に、「6月以下の懲役又は30万円」を「1年以下の懲役又は50万円」に改め、同条を第58条とし、同条の次に次の2条を加える。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第1項又は第2項の規定に違反した者

(2) 第27条第3項の規定による命令に従わなかった者

第60条 業として第34条の規定に違反する行為を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

第38条中「第22条第1項若しくは第2項又は第23条」を「第38条第1項又は第2項」に、「1年以下の懲役又は50万円」を「2年以下の懲役又は100万円」に改め、同条を第57条とする。

第4章を第7章とする。

第3章中第37条を第56条とする。

第35条及び第36条を削る。

第34条の見出しを「(諮問等)」に改め、同条第1項中「北海道社会福祉審議会(以下「審議会」という。)」を「審議会」に改め、同項ただし書中「第1号」を「第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 第9条第1項の規定による基本計画の策定（基本計画の変更を含む。）をしようとするとき。

(2) 第15条第1項、第16条第1項第3号、第19条第1項第4号、第20条第1項又は第22条第1項第3号の規定による指定をしようとするとき。

(3) 第16条第1項第1号若しくは第2号、第19条第1項第1号、第20条第1項、第22条第1項第1号又は第37条第1項第3号の規定により規則を定めようとするとき。

第34条第2項中「聞かないで」を「聴かないで」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第54条とし、同条の次に次の1条を加える。

(一般からの申出)

第55条 何人でも、次に掲げる場合には、知事又は審議会に対し、その旨の申出をすることができる。

(1) 興行、図書類又は広告物の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけ、青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。

(2) がん具類の形状、構造又は機能が青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。

(3) 刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあり、かつ、第20条第1項に規定する基準に該当する

と思料するとき。

第33条の見出しを「(立入調査等)」に改め、同条第1項中「当該吏員」を「当該職員」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「当該吏員」を「当該職員」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第53条とする。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章を第6章とする。

第31条及び第32条を削り、第2章第3節中第30条を第44条とし、同条の次に次の1章を加える。

第5章 北海道青少年健全育成審議会

(設置)

第45条 北海道における青少年の健全な育成を図るため、知事の附属機関として、北海道青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第46条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第47条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第48条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 青少年の健全な育成に関係する団体の役職員

(3) 事業者（法人にあっては、その役職員）

(4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第49条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第50条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第51条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第52条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第29条を第43条とし、第28条を第42条とする。

第27条中「(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に関して提供する役務に応ずる対価を得る目的をもって発行されるカードその他の物品をいう。以下同じ。)」を削り、同条を

第41条とする。

第2章第3節の節名、第25条及び第26条を削る。

第24条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中「第22条」を「第38条」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第40条とする。

(1) 第34条に規定する行為

第23条を第39条とする。

第22条第1項中「または」を「又は」に改め、同条を第38条とする。

第21条第1項中「設備を設けて客に遊戯またはスポーツを行わせる営業であって規則で定めるものを営む者」を「次に掲げる営業を行う者」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第37条とする。

(1) 個室を設けて、当該個室において客に専用の装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業

(2) 設備を設けて、客に、書籍、雑誌その他の刊行物の閲覧又は端末機器の利用を行わせることを主として行う営業

(3) 設備を設けて、客に遊戯又はスポーツを行わせる営業であって規則で定めるもの

第20条中「婦人警察補導員」を「少年警察補導員」に、「にある当該吏員」を「に当たっている当該職員」に改め、同条を第36条とする。

第19条第2項中「または」を「又は」に、「同伴しては」を「その自宅以外の場所に連れ出し、同伴し、又はとどめては」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「深夜(午後11時から翌日午前4時までの間をいう。以下同じ。)」を「前項に規定する理由により深夜」に改め、「保護者が」を削り、「または」を「又は」に改め、同項ただし書中「場合は」を「場合は、」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第35条とする。

保護者は、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜(午後11時から翌日午前4時までの間をいう。以下同じ。)にその監護する青少年を外出させないように努めなければならない。

第18条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「使用人たる」を「使用人である」に改め、同条を第33条とし、同条の次に次の1条を加える。

（着用済みの下着の買受け等の禁止）

第34条 何人も、青少年から青少年の着用済みの下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。）を買受け、若しくはその販売の委託を受け、又は青少年に対し、その売却若しくは販売の委託の相手方を紹介してはならない。

第17条中「規定する古物」の次に「(第34条に規定する青少年の着用済みの下着を除く。)」を加え、同条を第32条とする。

第16条中「または」を「又は」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条を第31条とし、同条の前の節名を削り、同条の前に次の章名を付する。

第4章 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の制限

第15条中「第10条」を「第24条」に改め、第2章第1節中同条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

（インターネットの利用に係る環境の整備）

第30条 保護者、学校及び職場の関係者その他の青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報のうちその内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（以下「有害情報」という。）を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる機能を有する端末機器（以下「端末機器」という。）を一般に利用させるために設置する施設を経営する者は、端末機器を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について、一定の条件により受信するか否かを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように、フィルタリングに関する情報その他の青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報の提供に努めな

ければならない。

第14条を第28条とし、第13条を第27条とする。

第12条第1項中「第10条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第11条中「できる者」の次に「であって、規則で定める要件を満たすもの」を加え、同条を第25条とする。

第10条第1項中「自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）」を「自動販売機等」に改め、同条を第24条とする。

第9条を削る。

第8条の見出し中「有害広告物の」の次に「指定及び」を加え、同条第1項第2号中「前条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

（準用）

第23条 第15条第2項本文の規定は第16条第1項第2号の規定による指定に、第15条第2項の規定は第16条第1項第3号、第19条第1項第4号、第20条第1項及び前条第1項第3号の規定による指定について準用する。

第7条の見出し中「有害がん具類の」の次に「指定及び」を加え、同条第1項第3号中「使用済み」を「着用済み」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

（有害刃物の指定及び販売等の禁止等）

第20条 知事は、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。以下同じ。）でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるものであって、規則で定める基準に該当すると認められるものを有害刃物として指定することができる。

2 刃物の取扱いを業とする者は、有害刃物を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸し付け、又は青少年と交換してはならない。

3 何人も、青少年に有害刃物を所持させないように努めなければならない。

第21条 刃物の取扱いを業とする者は、刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの（有害刃物を除く。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸し付け、

又は青少年と交換しないように努めなければならない。ただし、学校その他の教育施設における学習に必要な刃物については、この限りでない。

第6条第1項中「を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければ」を「について、規則で定めるところにより他の図書類と区分し、及び青少年による購入、借受け等を禁止する旨を表示しなければ」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第18条とする。

2 知事は、図書類の取扱いを業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第5条の見出しを削り、同条第1項第3号中「(書籍、雑誌、絵画その他の刊行物及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。)」を削り、同条を第16条とし、同条の前に見出しとして「(有害図書類の指定及び販売等の禁止等)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第17条 図書類の取扱いを業とする者は、図書類でその内容の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの(有害図書類を除く。)を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換しないように努めなければならない。

第4条の見出しを「(有害興行の指定及び観覧の禁止等)」に改め、同条第1項中「映画、演劇、演芸、見せ物、紙芝居等の興行(これらに類する営業内容のものを含む。以下「興行」という。)」を「興行」に、「刺げきし、または」を「刺激し、又は」に、「全部または」を「全部又は」に、「興行を主催する者または興行の場所を経営する者(以下「興行者」という。)」を「興行者」に改め、同条を第15条とし、第2章第1節中同条の前に次の1条を加える。

(定義)

第14条 この章以下(第5章を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 学齢の始期から18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)の長その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。

(3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他の興行(これらに類する営業内容のものを含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行を除く。)をいう。

(4) 興行者 興行を主催する者又は興行の場所を経営する者をいう。

(5) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。

(6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに販売又は貸付けをすることができる機器をいう。

(7) 利用カード 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に関して提供する役務に応ずる対価を得る目的をもって発行されるカードその他の物品をいう。

第2章第1節の節名を削る。

第2章の章名を「青少年の健全な育成のための社会環境の整備」に改め、同章を第3章とする。

第1章を次のように改める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、道、保護者、事業者、青少年及び道民の責務等を明らかにし、並びに道の施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及びその福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行われなければならない。

2 青少年の健全な育成は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならない。

（道の責務）

第3条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 道は、青少年の健全な育成に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図らなければならない。

（保護者の責務）

第4条 保護者は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成についての第一義的責任を有するという自覚の下に、その育成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に必要な環境の整備に努めるとともに、道が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力しなければならない。

（青少年の努力）

第6条 青少年は、その発達段階に応じ、次代の社会を担う者としての自覚の下に、その自主性をはぐくみながら、健全な社会人として成長するように努めなければならない。

（道民の役割）

第7条 道民は、基本理念に対する理解を深め、青少年が健全に育成される社会の実現に資するよう努めるとともに、道が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力しなければならない。

第1章の次に次の1章を加える。

第2章 青少年の健全な育成に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第8条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく青少年の健全

な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 家庭、学校、事業者及び地域社会の連携により、それぞれの教育機能を十分に発揮し、及び青少年の豊かな人間性をはぐくむことのできる環境づくりを促進すること。

(2) 青少年に社会とのかかわりを自覚させながら、その自立を促す環境づくりを促進すること。

(3) 青少年の健全な育成を阻害し、又はその非行を助長するおそれのある社会環境の浄化を促進すること。

(4) 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するための活動を促進すること。

（基本計画）

第9条 知事は、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青少年の健全な育成に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、青少年の健全な育成に関する施策の目標及び基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第10条 道は、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第11条 道は、青少年の健全な育成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（公表）

第12条 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

（表彰等）

第13条 道は、青少年の健全な育成の推進に関して特に功績があったものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(北海道青少年問題協議会条例の廃止)
- 2 北海道青少年問題協議会条例（昭和29年北海道条例第2号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に置かれているこの条例による改正前の北海道青少年保護育成条例（以下「改正前の条例」という。）第11条に規定する自動販売機等管理者（この条例の施行前に改正前の条例第10条第1項の規定による届出がなされ、この条例の施行の際現に設置されている自動販売機又は自動貸出機に係るものに限る。以下「自動販売機等管理者」という。）については、この条例による改正後の北海道青少年健全育成条例第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、自動販売機等管理者を変更するときは、この限りでない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第93号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(3)中「療養病床の設置又は療養病床の病床数等」を「病床の設置又は病床数、病床の種別等」に改め、同項(7)中「療養病床」を「病床」に改め、同表の2の2の項(5)中「第38条の7第3項」を「第38条の7第4項」に改め、同項中(5)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第38条の7第5項の規定による精神病院の管理者に対する命令の
公示

別表第1の2の2の項(4)の次に次のように加える。

(5) 法第38条の7第3項の規定による精神病院の管理者が命令に従わな
かった旨の公表

別表第1の4の2の項中「北見市」を「帯広市北見市稚内市」に改め、同表の4の4の項中「中富良野町 枝幸町」を「上富良野町 中富良野町 枝幸町中標津町」に改め、同表の4の5の項中「登別市」を「登別市北斗市」に、「空知中部広域連合」を「南富良野町 空知中部広域連合」に改め、同表の4の6の項中「今金町滝上町」を「北斗市今金町南富良野町 滝上町」に改める。

別表第2中「標茶町」を「標茶町 弟子屈町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の2の項の改正規定は公布の日から、同表の2の項の改正規定は同年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の2の項、4の4の項から4の6の項まで及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

精神病院の用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第94号

精神病院の用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

- (1) 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）第20条第1項第2号、第23条第1項、第23条の2第1項第1号及び第25条の2第1項
- (2) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）別表第1の2の2の項

附 則

この条例は、平成18年12月23日から施行する。

北海道立診療所条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第95号

北海道立診療所条例等の一部を改正する条例

（北海道立診療所条例の一部改正）

第1条 北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）による額」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額」に改め、同項ただし書中「（大正11年法律第70号）」を削る。

（北海道保健所条例及び北海道立児童福祉施設条例の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）による額」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額」に改める。

- (1) 北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）第4条第1項
- (2) 北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）第3条第4項
（北海道介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例及び北海

道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の例により算定した額」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額」に改める。

- (1) 北海道介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例（平成11年北海道条例第22号）第2条第1項第1号
- (2) 北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例（平成18年北海道条例第6号）第4条第1項第1号
（北海道立精神保健福祉センター条例の一部改正）

第4条 北海道立精神保健福祉センター条例（昭和43年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め」に改め、同条第2項中「診療報酬の算定方法による額」を「健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額」に改める。

（北海道立小児総合保健センター条例の一部改正）

第5条 北海道立小児総合保健センター条例（昭和52年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）による額」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額」に改め、同条第3項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）による額」を「健康保険法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額」に改める。

（北海道立教職員検診センター条例の一部改正）

第6条 北海道立教職員検診センター条例（昭和54年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）による額」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚

生労働大臣の定めにより算定した費用の額」に改め、同条第2項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）による額」を「健康保険法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第96号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の3の項及び2の2の項中「新ひだか町」を「稚内市新ひだか町」に改め、同表の2の3の項中「北斗市東川町」を「稚内市北斗市東川町美幌町」に改め、同表の3の項中「掲げるもの」の次に「（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）」を加え、同項(2)中「及び」を「、第52条の2第5項及び」に改め、同項中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 法第52条の2第2項の規定による商工会の合併の認可

別表第1の3の項中「掲げる市町村」の次に「((2)に掲げる事務((11)に掲げる事務に係るものに限る。)及び(11)に掲げる事務にあつては、岩見沢市に限る。))」を加え、同表の3の2の項中「松前町」を「稚内市松前町」に改め、同表の4の項の次に次のように加える。

4の2 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）、北海道砂利採取計画の認可に関する条例（平成13年北海道条例第7号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のため

稚内市

の規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（砂利採取場の区域が2以上の市町村の区域にわたるもの及び砂利採取場の区域の全部又は一部が法第16条に規定する河川区域等の区域内にあるものを除く。）

- (1) 法第16条の規定による砂利の採取計画の認可
- (2) 法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可
- (3) 法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理
- (4) 法第20条第3項の規定による氏名等の変更の届出の受理
- (5) 法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令
- (6) 法第23条第1項又は第2項の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令（法第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者に対する命令を除く。）
- (7) 法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理
- (8) 法第26条の規定による認可の取消し又は砂利の採取の停止の命令
- (9) 法第31条第1項の規定による砂利の採取計画の認可（変更の認可を含む。）の条件の付与
- (10) 法第33条の規定による砂利採取業を行う者に対する業務に関する報告の徴収（砂利採取業者の登録に係るものを除く。）
- (11) 法第34条第2項の規定による砂利採取業を行う者の事務所等に係る立入検査又は質問（砂利採取業者の登録に係るものを除く。）
- (12) 法第38条第1項の規定による砂利の採取の停止の命令に係る聴聞
- (13) 法第43条の規定による国又は地方公共団体との協議
- (14) 条例第2条第1項の規定による砂利の採取計画の概要に係る協議
- (15) 条例第2条第1項ただし書の規定による協議を要しない旨の認定
- (16) 条例第2条第4項の規定による災害の防止上周知が必要である旨の認定
- (17) 条例第2条第6項の規定による周知又は協議の結果の報告の受理
- (18) 条例第3条第3号の規定による災害の防止のための措置を講ずる必要がある旨の認定
- (19) 条例第6条の規定による災害の防止上保証措置が必要である旨の認

定

- (20) 条例第7条第2項の規定による技術的細目の策定
- (21) 条例第7条第3項の規定による砂利の採取に関し専門的知識を有する者の意見の聴取
- (22) (1)から(21)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

別表第1の5の項中「新ひだか町」を「稚内市新ひだか町」に改め、同表の7の項中「北見市」を「北見市美幌町」に改め、同項の次に次のように加える。

7の2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（北海道商工会連合会が作成する基盤施設計画及び連携計画に係るものを除く。）

美幌町

- (1) 法第5条第1項の規定による基盤施設計画の認定
- (2) 法第6条第1項の規定による法第5条第1項の認定に係る基盤施設計画の変更の認定
- (3) 法第6条第2項の規定による認定基盤施設計画の認定の取消し
- (4) 法第18条第1項の規定による連携計画の認定
- (5) 法第19条第1項の規定による法第18条第1項の認定に係る連携計画の変更の認定
- (6) 法第19条第2項の規定による認定連携計画の認定の取消し
- (7) 法第22条第1項の規定による基盤施設事業又は連携事業の実施状況に関する報告の徴収

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の3の項、2の2の項から3の2の項まで、4の2の項、5の項、7の項及び7の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分そ

の他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第97号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「登別市」を「稚内市砂川市登別市」に、「枝幸町」を「月形町枝幸町美幌町湧別町」に改める。

別表第2中「網走市 留萌市」を「釧路市 網走市 留萌市 稚内市」に、「利尻町」を「利尻町 美幌町」に、「洞爺湖町」を「洞爺湖町 安平町」に、「厚岸町」を「厚岸町 弟子屈町」に改める。

別表第3中「留萌市」を「留萌市 稚内市」に、「利尻町」を「利尻町 美幌町」に、「佐呂間町」を「佐呂間町 上湧別町 湧別町」に改める。

別表第4中「網走市 留萌市」を「釧路市 網走市 留萌市 稚内市」に、「利尻町」を「利尻町 美幌町」に、「洞爺湖町」を「洞爺湖町 安平町」に、「厚岸町」を「厚岸町 弟子屈町」に改める。

別表第5中「苫小牧市」を「苫小牧市 稚内市」に、「寿都町」を「寿都町 黒松内町」に、「利尻町」を「利尻町 美幌町」に、「佐呂間町」を「佐呂間町 上湧別町 湧別町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の

1の項から4の項まで及び6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第98号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表中「（第2条関係）」を削り、同表を別表第2とする。

附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

1 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（開発行為に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）	稚 内 市 北 斗 市
(1) 法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可	
(2) 法第10条の2第6項の規定による北海道森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取	
(3) 法第10条の3の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為を	

すべき旨の命令

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

2 北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 条例第5条の規定による船舟、いかだ又は車両の移動の命令（漁港区域外への移動の命令を除く。）

(2) 条例第7条第1項の規定による危険物等を積載した船舟の停けい泊の場所の指示

(3) 条例第7条第2項の規定による危険物等の荷役の許可

(4) 条例第10条第2項の規定による指定区域内の甲種漁港施設における漁獲物等の陸揚等に係る指示

(5) 条例第10条第3項ただし書の規定による船舟の指定区域外に移動しないことの許可

(6) 条例第11条の規定による甲種漁港施設の利用の届出の受理

(7) 条例第13条第1項及び第2項の規定による同条第1項第1号に規定する者に係る甲種漁港施設の使用の許可

(8) 条例第13条第3項ただし書の規定による甲種漁港施設の使用の期間の延長（(7)に掲げる事務に係るものに限る。）

(9) 条例第16条第1項の規定による甲種漁港施設の利用料等（利用料及び使用料（(7)に掲げる事務に係るものに限る。）に限る。以下この項において同じ。）の徴収

(10) 条例第16条第2項ただし書又は第3項の規定による甲種漁港施設の利用料等の後納又は分納の承認

(11) 条例第17条の規定による入港又は出港の届出の受理

(12) 条例第18条の規定による許可の取消し若しくは条件の変更又は許可に係る行為の中止の命令（(7)に掲げる事務に係るものに限る。）

(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

別表第2
に掲げる
市町村

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項の左欄に掲げる事務に係る法律及び規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては稚内市長若しくは北斗市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、稚内市長若しくは北斗市長のした処分その他の行為又は稚内市長若しくは北斗市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第99号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（政令第32条各号に掲げる埋立ての免許に係るもの、埋立てに関する工事の施行区域（以下この項において「施行区域」という。）に海面以外の公有水面を含むもの及び施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）	留 萌 市 稚 内 市 登 別 市 北 斗 市
(1) 法第2条第1項の規定による埋立ての免許	
(2) 法第3条第1項（法第13条の2第2項及び第42条第3項において準	

用する場合を含む。）の規定による埋立ての免許等の出願に係る告示及び縦覧並びに意見の聴取

- (3) 法第3条第2項（法第13条の2第2項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による埋立ての免許等の出願に係る告示をした旨の通知
- (4) 法第3条第3項（法第13条の2第2項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係を有する者からの意見書の受理
- (5) 法第6条第3項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による補償又は損害の防止の施設に関する裁定
- (6) 法第10条（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代替施設等又は補償の命令
- (7) 法第11条（法第13条の2第2項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による埋立ての免許等に係る告示
- (8) 法第12条第1項の規定による免許料の徴収
- (9) 法第13条の規定による埋立てに関する工事の着手及び竣功^{しうく}の期間の指定
- (10) 法第13条の2第1項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による埋立区域の縮小等の許可等
- (11) 法第14条第1項（同条第4項及び法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による他人の土地への立入り等の許可又は通知の受理
- (12) 法第16条第1項の規定による埋立てをする権利の譲渡の許可
- (13) 法第20条の規定による権利義務の承継の届出の受理
- (14) 法第22条第1項の規定による竣功認可
- (15) 法第22条第2項の規定による竣功認可の告示
- (16) 法第23条第1項ただし書の規定による竣功認可の告示の日前における工作物の設置の許可
- (17) 法第27条第1項の規定による埋立地の所有権の移転又は地上権等の設定の許可

- (18) 法第29条第1項の規定による埋立地の用途の変更の許可
- (19) 法第30条の規定による災害防止に関する命令
- (20) 法第31条（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による工作物等の除却の命令
- (21) 法第32条第1項（法第36条において準用する場合を含む。）の規定による埋立ての免許の取消し等
- (22) 法第32条第2項の規定による補償の命令
- (23) 法第33条第1項の規定による更正等の命令
- (24) 法第34条第1項ただし書の規定による埋立ての免許の効力の復活
- (25) 法第34条第2項の規定による埋立ての免許条件の変更
- (26) 法第35条第1項ただし書（法第36条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復の義務の免除
- (27) 法第35条第2項（法第36条において準用する場合を含む。）の規定による土砂等の帰属の決定
- (28) 法第37条の規定による鑑定人の意見の聴取
- (29) 法第38条の規定による免許料等の強制徴収
- (30) 法第42条第1項の規定による国が行う埋立ての承認
- (31) 法第42条第2項の規定による工事竣工の通知の受理
- (32) 法第43条の規定による国が埋立てをした埋立地の帰属の決定
- (33) 政令第1条第1項の規定による出願名義の変更の届出の受理
- (34) 政令第1条第2項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による出願の承継の届出の受理
- (35) 政令第2条第1項の規定による埋立区域の制限
- (36) 政令第6条の規定による埋立ての免許に係る条件の付与
- (37) 政令第8条ただし書（政令第14条及び第30条において準用する場合を含む。）の規定による公有水面の利用に関する施設の設置の許可等
- (38) 政令第10条第2項（政令第30条において準用する場合を含む。）の規定による損害の防止の施設又は補償に関する協議のてん末の届出の受理
- (39) 政令第12条第1項（政令第30条において準用する場合を含む。）の

- 規定による裁定の申請の要領等の告知
- (40) 政令第12条第1項ただし書（政令第30条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請の要領等の告示
- (41) 政令第13条（政令第30条において準用する場合を含む。）の規定による裁定書の謄本の交付
- (42) 政令第13条ただし書（政令第30条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の要領の告示
- (43) 政令第15条第2項（同条第5項の規定によりこれに準ずることとされる場合及び政令第30条において準用する場合を含む。）の規定による代替施設等又は補償の命令に係る申請の要領等の告知
- (44) 政令第15条第4項（同条第5項の規定によりこれに準ずることとされる場合及び政令第30条において準用する場合を含む。）の規定による代替施設等又は補償の命令をした旨の通知
- (45) 政令第16条第2項（政令第17条第2項においてその例による場合を含む。）の規定による埋立地の価額の認定
- (46) 政令第17条第3項の規定による埋立地利用方法の変更の届出の受理
- (47) 政令第19条第1項ただし書の規定による免許料の半額の納付期限の決定
- (48) 政令第19条第3項の規定による免許料の額及び納付期限の決定及び告知
- (49) 政令第24条の規定による埋立てをする権利の譲渡の許可又は権利義務の承継の届出の告示
- (50) (1)から(49)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

別表第1の2の2の項中「和寒町」を「稚内市登別市和寒町剣淵町下川町」に改め、同表の4の項中「千歳市」を「千歳市登別市」に改め、同表の6の項中「札幌市」を「札幌市北見市稚内市」に改め、同表の12の項中「苫小牧市」を「苫小牧市稚内市」に改め、「網走市」の次に「稚内市」を加え、同表の15の3の項(17)を削り、同項中「留萌市」を「留萌市稚内市」に改め、同項を同表の15の4の項とし、同表の15の2の項中「留萌市」

を「留 萌 市 稚 内 市」に改め、同項を同表の15の3の項とし、同表の15の項の次に次のように加える。

15の2 都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	北広島市
(1) 法第4条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意（同条第2項第3号ロ(1)に掲げる事項及び同号ロ(3)に掲げる事項（地方公共団体が土地の所有者等と締結する管理協定に係るものに限る。）に係るものに限る。）	
(2) 法第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における行為の許可	
(3) 法第14条第4項の規定による特別緑地保全地区内における行為の通知の受理	
(4) 法第14条第5項の規定による特別緑地保全地区内における行為の着手の届出の受理	
(5) 法第14条第6項の規定による応急措置として行った行為の届出の受理	
(6) 法第14条第7項の規定による助言及び勧告	
(7) 法第14条第8項の規定による国等が行う特別緑地保全地区内における行為に係る協議	
(8) 法第15条において準用する法第9条第1項の規定による原状回復等の命令	
(9) 法第15条において準用する法第9条第2項の規定による原状回復等及び原状回復等を行う旨の公告	
(10) 法第19条において準用する法第11条第1項の規定による行為の実施状況等に係る報告の徴収	
(11) 法第19条において準用する法第11条第2項の規定による立入検査等	
(12) 法第24条第4項（法第28条において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意（地方公共団体が特別緑地保全地区内の土地の所有者等と締結する管理協定に係るものに限る。）	

- | | |
|---|--|
| (13) 法第55条第5項の規定による協議及び同意（地方公共団体が特別緑地保全地区内の土地について土地等の所有者と締結する市民緑地契約に係るものに限る。） | |
| (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの | |

附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、2の2の項、4の項、6の項、12の項及び15の2の項から15の4の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第100号

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第60条の4第4項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「若しくは有料老人ホーム」を「、有料老人ホーム若しくは障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（これらの施設のうち身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第

4 条に規定する身体障害者を対象とするものに限る。)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定によりされている確認の申請又は法第18条第2項の規定によりされている通知に係る建築物の計画並びにこれに基づき建築された建築物及びその敷地に対する確認、検査等の基準については、この条例による改正後の北海道建築基準法施行条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画であって、この条例の施行の際当該工事に着手していないものに基づき建築された建築物及びその敷地に対する検査等の基準については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成18年9月30日において現に存する建築物（この条例による改正前の北海道建築基準法施行条例第60条の4第4項に規定するものを除く。）であって工事の着手がこの条例の施行の日後である増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）に係るもの及びその敷地に対する確認、検査等の基準については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該増築等をする部分については、この限りでない。
- 5 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設については、当該身体障害者更生援護施設を改正後の条例第60条の4第4項に規定する障害者支援施設とみなして、同項の規定を適用する。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第101号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。
第8条の次に次の1条を加える。

（期限付入居決定）

- 第8条の2** 知事は、あらかじめ指定した子育てに適する道公営住宅（以下「子育て世帯向け住宅」という。）については、前条第2項の規定にかかわらず、現に小学校就学の始期に達するまでの者と同居し、又は同居しようとする入居申込者のうちから入居者を決定するものとする。この場合において、知事は、当該決定に13年を超えない範囲内において規則で定める期限（以下「入居期限」という。）を付さなければならない。
- 2 前項の規定による決定（以下「期限付入居決定」という。）は、入居期限（第6項の規定により延長された入居期限を含む。以下同じ。）の到来によってその効力を失う。ただし、知事は、入居期限の到来前において、期限付入居決定を受けた入居者から子育て世帯向け住宅を明け渡す旨の申出があったときは、当該期限付入居決定の効力を失わせることができる。
 - 3 知事は、期限付入居決定をしようとするときは、あらかじめ、入居申込者に対し、規則で定めるところにより、前項に定める事項について説明をしなければならない。
 - 4 前項の説明を受けた入居申込者は、当該説明を受けた旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
 - 5 期限付入居決定を受けた入居者は、入居期限が到来する日までに子育て世帯向け住宅を明け渡さなければならない。
 - 6 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に入居期限が到来する日までに子育て世帯向け住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情がある場合において、当該入居者からの申出があったときは、規則で定めるところにより、その入居期限を延長することができる。
 - 7 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により入居期限を延長する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「入居申込者」とあるのは、「第6項の規定により申出をした者」と読み替えるものとする。
- 第9条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
- 4 知事は、特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者については、第2項の公開抽選において当選率を引き上げることができる。

第17条第1項中「明渡請求の日」の次に「、期限付入居決定をしたとき（第26条第1項、第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡し請求があったときを除く。）は入居期限が到来した日又は子育て世帯向け住宅を明け渡した日のいずれか早い日」を加える。

第18条第3項ただし書中「家賃」の次に「、第28条の3第2項の金銭」を加える。

第28条の次に次の2条を加える。

（期限付入居決定を受けた入居者への通知等）

第28条の2 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に対し、入居期限が到来する日の1年前から6月前までの間（以下「通知期間」という。）に、入居期限の到来により当該期限付入居決定が効力を失う旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知を受けた入居者が入居期限後においても子育て世帯向け住宅を明け渡さないときは、知事は、入居期限が到来した日の翌日から子育て世帯向け住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

3 第27条第4項及び第5項の規定は、前項の金銭について準用する。この場合において、これらの規定中「前条第1項の期限」とあるのは、「入居期限」と読み替えるものとする。

（通知期間の特例）

第28条の3 期限付入居決定を受けた入居者が入居期限後に他の公営住宅への入居を希望する場合であって、入居期限までに当該他の公営住宅を確保できないことが明らかであるときは、知事は、前条第1項の規定にかかわらず、通知期間の経過後であっても、入居期限が到来する日までの間、入居期限の到来により期限付入居決定が効力を失う旨の通知をすることができる。

2 前項の通知を受けた入居者が入居期限後においても子育て世帯向け住宅に入居し続けるときは、知事は、入居期限が到来した日の翌日から入居者が子育て世帯向け住宅の明渡しを行う日又は当該通知の日から6月を経過した日の前日のいずれか早い日までの期間について、毎月、第15条第1項の家賃に相当する額の金銭を徴収するものとする。

3 第16条及び第17条第2項から第4項までの規定は、前項の金銭について準用する。

4 第1項の通知を受けた入居者が当該通知の日から6月を経過しても子育て世帯向け住宅を明け渡さないときは、知事は、当該通知の日から6月を経過した日から子育て世帯向け住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

5 第27条第4項及び第5項の規定は、前項の金銭について準用する。この場合において、同条第4項中「前条第1項の期限が到来した場合」とあるのは「第28条の3第1項の通知の日から6月を経過した場合」と、同条第5項中「前条第1項の期限が到来しても」とあるのは「第28条の3第1項の通知の日から6月を経過しても」と読み替えるものとする。

第29条第1項中「前条」を「第28条」に改め、同条第2項中「前条」を「第28条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事が期限付入居決定をした入居者を子育て世帯向け住宅の明渡し後引き続き他の道公営住宅に入居させた場合における第23条から第28条までの規定の適用については、当該入居者が当該子育て世帯向け住宅に入居していた期間は、当該入居者が明渡し後に入居した当該他の道公営住宅に入居している期間に通算する。

第30条第1項中「及び第27条第2項」を「、第27条第2項及び第28条の3第3項」に改め、「家賃」の次に「若しくは金銭」を加える。

第63条の2第6号中「第17条第1項」の次に「（第25条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第18条第1項の敷金」を「、第18条第1項の敷金及び第28条の3第2項の金銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第102号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「白老町」の次に「幕別町」を加え、同表3の項中「留萌市」の次に「稚内市」を、「白老町」の次に「幕別町」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項及び3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては稚内市教育委員会若しくは幕別町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、稚内市教育委員会若しくは幕別町教育委員会のした処分その他の行為又は稚内市教育委員会若しくは幕別町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第103号

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員
- (2) 小学校に就学している子のある学校職員であって、人事委員会規則で定め

るもの

第9条の2第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第104号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中「受講申請」を「受講」に改め、同表の14の2の項中「又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号。以下この項において「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる者」及び「又は改正法附則第3条第2項に規定する書類」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第105号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道

条例第77号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「第2条第6項第1号」の次に「又は第2号」を加え、同項第2号中「第2条第6項第2号、第3号」を「第2条第6項第3号」に改める。

第10条の2第2項中「別表第2に掲げる地域以外の地域」を「北海道内全域」に改める。

第11条の4第1項第1号中「第2条第6項第1号」の次に「又は第2号」を加え、同項第2号中「第2条第6項第2号、第3号」を「第2条第6項第3号」に改め、同条第2項中「別表第2に掲げる地域以外の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第2条第7項第1号の営業 北海道内全域
 - (2) 法第2条第7項第2号の営業又は同条第8項に規定する映像送信型性風俗
特殊営業 別表第2に掲げる地域以外の地域
- 別表第2中「、第10条の2」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（北海道公安委員会手数料条例の一部改正）
- 2 北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。
別表第1の14の2の項のア中「第1号」の次に「又は第2号」を加える。